

沖縄県立那覇国際高等学校における
教育用無線 LAN 利用規程

沖縄県立那覇国際高等学校

沖縄県立那覇国際高等学校における教育用無線 LAN 利用規程

1. 目的

この利用規程は、校内での教育用無線 LAN の適切な運用を図ることを目的とする。

2. 利用場面

教師の許可を得て、教師の管理下における教育活動

3. 県教育無線 LAN の利用ルール

スマートフォン・タブレット PC、iPad 等（以下「端末」とする）を使用し、教育用無線 LAN を利用する生徒（以下「ユーザー」とする）は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 沖縄県立那覇国際高等学校の生徒ガイダンス部方針に従う。
- (2) 人権の侵害、個人情報の漏洩、第三者を誹謗中傷する行為を行ってはならない。
- (3) 著作権等の知的財産権および肖像権を侵害する行為を行ってはならない。
- (4) 公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (5) 虚偽の情報を発信する行為を行ってはならない。
- (6) 他者の名誉・信用を傷つける行為、及びプライバシーを侵害する行為を行ってはならない。
- (7) 営利目的の行為、及び法令に違反する行為を行ってはならない。
- (8) 公職選挙法に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為を行ってはならない。
- (10) 上記の(2)～(9)に反した場合、懲戒規定に則り、指導していく。

4. 利用の制限及び停止

この利用規程に反した場合やその他の事情によっては、学校の判断により教育用無線 LAN の利用を停止することがある。

5. 端末のセキュリティ対策

- (1) ユーザーは、端末の OS のバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければならない。
- (2) アンチウイルスソフトウェアを導入可能な端末を利用している生徒は、当該端末にアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければならない。
- (3) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用、提供又は作成してはならない。
- (4) トラブル原因究明のため、ネットワークシステムの利用状況や履歴、操作やデータ内容、送受信記録等、すべてアクセス記録を残すものとする。

6. その他

- (1) 学校は、教育用無線 LAN の提供に関連してユーザーに生じた損害については一切の責任を負わないものとする。
- (2) 学校は、ユーザーに対し教育用無線 LAN を間断なく提供する義務を負うものではなく、何らかの理由により県教育無線 LAN がユーザーに対し提供されなかった場合においても、学校はそのことによりユーザーに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- (3) 学校は、教育用無線 LAN の内容、及びユーザーが県教育無線 LAN を通じて得る情報等に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わない。
- (4) 学校は、ユーザーが使用する端末（当該端末にインストールされているソフトウェアを含む）について一切動作保証を行わない。
- (5) 学校は、ユーザーが教育用無線 LAN を利用することにより、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない。

沖縄県立那覇国際高等学校
教育用無線 LAN の利用規程確認書

沖縄県立那覇国際高等学校長 殿

チェック

沖縄県立那覇国際高等学校における教育用無線 LAN

(校内 Wi-Fi) の利用規程について確認しました。

令和 年 月 日

年 組 番

生徒氏名 (自署)

保護者氏名 (自署) 印